

■ 高度地区の地区計画による高さ緩和について

高度地区の高さが緩和されるのは最高高さ（青破線）のみで、
斜線制限（一点鎖線）は緩和されない。



45mの建物を建てるためには北側敷地境界から
約50m離隔をとる必要がある。

※本計画では北側に道路があるので立上りの
起点は道路の反対側の境界

